

国際希少野生動植物種及びワシントン条約の概要

1. 国際希少野生動植物種

- 国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）第4条第4項）
- 以下のいずれかを選定する。（希少野生動植物種保存基本方針第二 2）
 - 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「ワシントン条約」という。）附属書Iに掲載された種。ただし、我が国が留保している種を除く。
 - 我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約又は協定（以下「渡り鳥等保護条約」という。）に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種

2. ワシントン条約

- 条約名：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（通称：ワシントン条約）
 - 昭和48年（1973年）3月採択、昭和50年（1975年）発効。我が国は昭和55年（1980年）加入。
 - 締約国数 183カ国及びEU（令和4年11月現在）
 - 過度の国際取引により野生動植物の種が絶滅のおそれに瀕することを防止するため、輸出国と輸入国とが協力して国際取引を規制する。
 - 野生動植物の種の絶滅のおそれ、国際取引が種に与える影響の程度に応じて、規制の内容が異なる3つの附属書（附属書I、II、III）に対象種を掲載する。
 - 附属書I：絶滅のおそれのある種であって、取引による影響を受けているか受けることのあるもの。商業取引を原則禁止。
（チンパンジー、トラなど約1,100種類を掲載。）
- ※種の保存法により国内における譲渡し等が規制されている。
- 附属書II：現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの。輸出国の許可を受けて商業取引を行うことが可能。
（フラミンゴ、オオアリクイなど約37,400種類を掲載。）
 - 附属書III：締約国が、自国内の種の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの。掲載国を原産地とする輸出には輸出許可、それ以外の国を原産地とする許可には原産地証明が必要。
（セイウチ／カナダ、アジアスイギュウ／ネパールなど約200種類を掲

載。)

※ ここでいう種類とは、種、亜種、個体群を含む掲載の単位を指す。

- 留保：条約締約国は附属書掲載種に留保を付すことができ、留保を付した種については締約国でない国として取り扱われる。現在我が国が留保を付している種は以下のとおり。
 - ▶ 附属書 I：ミンククジラ、ミナミミンククジラ（クロミンククジラ）、イワシクジラ（北太平洋の個体群並びに東経 0 度から東経 70 度まで及び赤道から南極大陸までに囲まれる範囲の個体群を除く）、ニタリクジラ、ツノシマクジラ、ナガスクジラ、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、マッコウクジラ、ツチクジラ
 - ▶ 附属書 II：クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種、ホロトウリア・フスコギルヴァ（クロナマコ的一种）